

令和7年度 第11回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和8年2月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第37号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第38号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 本田 和登 2 番 奥村 恭代 3 番 本田真由美
4 番 上田 一之 5 番 坂本 秀孝 6 番 井本久美子
7 番 外村 和彦 8 番 野口 拓哉 9 番 永野 健一
1 1 番 緒方 知治 1 2 番 田端 孝士 1 3 番 赤星 龍己
1 4 番 岡本 篤幸

農地利用最適化推進委員
田上 菊夫 井上 聖 田上 安幸 井上 誠也 後藤 孝一
草場竜一郎 本田 廣正 緒方 満之 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
1 0 番 井芹 康雄
農地利用最適化推進委員
亀澤 英治
8. 議事録署名人
6 番 井本久美子

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長代理 では、皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第11回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長代理 岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、寒い中、大変御苦労さまです。

事務局長が出張のため今日の会議には出席できませんので、係長が代行してまいりますのでよろしくお願いいたします。

先日の日曜日の選挙は皆さん大変お疲れでございました。結果は御承知のとおりで、自民党が歴史的な大勝をして圧勝をいたしたところで、公明さん、立民さんなんかの票は御覧のような成績で、今後の政権運営が自民党一極にならせんかと心配をしているところです。高市さんも自給率を上げたい、上げるよということで豪語してますので、どこまで具体的な施策が今後できるか注視をしていきたいと思えます。皆さん方もぜひ注視していただければと思います。

本日は議題にありますように3条関係、それから5条関係の中間管理機構の関係の議題を用意しておりますので、皆さんのほうで忌憚のない意見をお願いしながら、簡単ではありますが、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局長代理 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長代理 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは、本日の議事録署名委員は、6番委員の井本久美子委員と8番委員の野口拓哉委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長代理 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いします。

会 長 それでは、早速審議に入ってまいります。議案第37号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長代理 それでは、1ページをお願いします。

議案第37号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので許可の決定について意見を求めるものです。

令和8年2月10日提出、農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

議案については変更がありますので、事務局よりまず変更箇所を事務局から説明をしていただきます。よろしくをお願いします。

事務局 それでは、事務局から御説明いたします。

議案書2ページの番号6番と議案書15ページの番号11番につきまして御説明いたします。もう一度申し上げます。議案書2ページと15ページをお願いします。

議案書2ページの番号6番と15ページの番号11番の申請人の方が2月8日にお亡くなりになりました。

まず2ページ、農地法第3条申請、番号6番につきましては、御子息との間で農地を貸借し、農業者年金（経営移譲年金）受給契約更新のための申請です。しかし今回、申請人の御遺族の方より申請取下げの申出がありました。このため、本定例会では審議不要となりましたので、2ページの番号6番の申請につきましては削除をお願いします。

また、15ページの番号11番の農地利用集積等促進計画につきましては、所有者が他界された場合は相続人の方が契約を継承するものですので、そのまま議案として残します。

以上で説明を終わります。

会 長 よろしいですね。

それでは、2ページをお願いします。

申請書番号1番について審議したいと思います。

13番委員の赤星委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の赤星です。では、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

今回の申請地はこちら甲佐神社の裏手、北西約55メートルのところに1筆ございます。

説明は以上です。

会 長 続きまして、13番委員の赤星委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○13番 13番委員の赤星です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、承諾が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。

先月の1月27日に岡本会長と7番委員の外村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上揚字宮上に1筆あります。申請地には、麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま6番委員の井本委員からの現地調査の報告、また、13番委員の赤星委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

発言がないようです。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成する方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番

8番委員の野口です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長
事務局

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

それでは、説明いたします。

4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は、赤色の部分でございます。

こちらに糸田堰がございまして、こちらは甲佐町から熊本市方面に県道宇土甲佐線が走っております。

今回の申請地はこちら糸田堰から約390メートル圏内に5筆、隣接または点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長

続きまして、8番委員の野口委員から、農地の使用貸借権設定について農地法上問題がないか説明をお願いします。

○8番

8番委員の野口です。

今回の申請は、親子関係で、農業者年金の契約更新のための申請です。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。7番委員の外村委員から説明をお願いします。

- 7番 7番委員の外村です。
- 先月、1月27日、岡本会長と6番委員の井本委員、事務局で現地調査を行いました。
- 申請されている農地は、大字糸田字村下に5筆あります。申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。
- 会長 ただいま7番委員の外村委員から現地調査の報告、また、8番委員の野口委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。
- なければ採決を行います。
- 許可することに賛成する方は挙手を願います。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。
- 続きまして、番号3番、4番、5番は相手方が同一ですので一緒に審議したいと思います。
- 12番委員の田端委員から説明をお願いします。
- 12番 12番委員の田端です。では、説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは、説明いたします。
- 5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。
- 申請地は赤色の部分です。
- こちらの県道嘉島甲佐線が甲佐町から熊本市方面に走っておりまして、こちらがネットヨタ熊本株式会社さんでございます。今回の申請地は、こちらネットヨタ熊本株式会社さんから南西へ145メートルのところに3番の申請地がございます。
- また、そこから西へ約125メートルのところに4番の申請地、4番の申請地から南へ150メートルのところに5番の申請地がございます。
- 場所の説明は以上です。
- 会長 続きまして、12番委員の田端委員から、農地の使用貸借権設定(5年及び10年)、それから耕作貸借権設定(10年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 12番 12番委員の田端です。

今回の申請のうち、番号3番と4番については申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

また、番号4番につきましては、農業者年金の契約更新のため申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後に全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②、③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は330日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。

先月の1月27日に岡本会長と7番委員の外村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字白旗字元白旗第二に3筆あります。申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま6番委員の井本委員からの現地調査の報告、また、12番委員の田端委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見がないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番、4番、5番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

先ほども説明がありましたように、番号6番は削除ですね。

続きまして、番号7番について、一緒に審議したいと思います。

2番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。では、説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

- 事務局 それでは、説明いたします。
7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。
申請地は赤色の部分です。
こちらに乙女小学校、宇城鉄筋さんがございまして、7番の申請地は宇城鉄筋さんから東へ約200メートルのところに1筆ございます。
場所の説明は以上です。
- 会 長 それでは、続きまして、2番委員の奥村委員から農地の使用貸借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 2番 2番委員の奥村です。
今回の申請は、親子関係で、農業者年金の契約更新のための申請です。
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。
①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま
②については、該当しません。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理すること
に何ら問題ないと思われま
⑤については、該当しません。
⑥については、問題ないと思われま
以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行いましたので、6番委員の井本委員から説明をお願いします。
- 6番 6番委員の井本です。
先月の1月27日に岡本会長と7番委員の外村委員、事務局で現地調査を行いました。
申請されている農地は、大字津志田字明迫に1筆あります。申請地は、これまで農事組合法人津志田が麦を栽培されてお
りまして、5月中旬頃に収穫される予定です。その後は、子である相手方が野菜の栽培を計画されてお
ります。周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。
- 会 長 ただいま6番委員の井本委員から現地調査の報告、また、2番委員の奥村委員から農地法第3条第2項の各号い
ずれにも該当しないと説明があったところ
です。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませ
んか。
意見もないようございませ
ん。
それでは、採決を行います。
許可することに賛成する方は挙手を願
います。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号8番について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は、農業委員の井本委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、8番の審議が終わるまで井本委員は退席をお願いします。

（井本委員退出）

会 長 それでは、5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。では、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

県道宇土甲佐線が熊本市南区城南町方面へ走っておりまして、突き当たり左手に井本緑化資材さん、右手にグランクスさんがございます。今回の申請地は井本緑化資材さんから約780メートル圏内に5筆このように点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、5番委員の坂本委員から農地の使用貸借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

今回の申請は、親子関係で、農業者年金の契約更新のための申請です。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。

先月の1月27日に岡本会長と6番委員の井本委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字前田に1筆、大字田口字池田に3筆、大字田口字石仏に1筆あります。

申請地には、カライモ、トウモロコシ、米、植木の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会長 ただいま7番委員の外村委員からの現地調査の報告、また、5番委員の坂本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見ないようでございます。

それでは採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長 全員賛成と認めます。

番号8番については原案のとおり許可することに決定いたします。

井本委員の入室を認めます。

(井本委員入室)

それでは、議案第38号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長代理 それでは、9ページをお願いいたします。

議案第38号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので意見の決定を求めるものでございます。

令和8年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上になります。

会長 ありがとうございます。

それでは、10ページをお願いします。

議案第38号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番から番号5番までは同一事業によるものでございますので、一括して審議したいと思います。

それでは、8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。それでは、番号1番から番号5番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

会長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料、地図につきましては11ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

真ん中、下から上のほう、こちらが国道443号線、御船町のほうに通っています。そして、左上のほう、白岩産業団地、右手、白旗グラウンド、その近くに西邦電気さんがございまして、申請地はこの赤枠で囲ってあります国道に面したこの場所になります。

場所の説明については以上でございます。

会長

それでは、続きまして転用申請に係る可否の判断について8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番

8番委員の野口です。それでは説明します。

今回の申請は、経営規模拡大及び現在の駐車場が浸水被害に遭い、新たな場所が必要となったため転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、三方を国道、宅地、雑種地に接しており、公共投資の対象となっていない農地ではあるものの、広がり10ヘクタール以上あるため第一種農地に該当すると思います。

②については、「第一種農地の転用は原則許可することができない」とされているものの、例外規定である「流通業務施設」に該当するため、転用は可能だと思えます。

③については、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思えます。

④については、「土砂流出防止のため、周囲にコンクリートブロックを設置する」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思えます。

⑤については、問題ないと思えます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会長

現地調査を行っております。6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番

6番委員の井本です。

先月の1月27日に岡本会長、外村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字糸田字夫ノ田にある農地16筆で、第一種農地に該当するものの、例外規定の流通業務施設に該当するため転用は可能だと思えます。

会 長 　　ただいま6番委員の井本委員から現地調査の報告、また、8番委員の野口委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定の流通業務施設に該当するため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

　　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。意見もないようでございます。

　　それでは、採決を行います。

　　許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

　　全員賛成と認めます。それでは、番号1番から番号5番につきましては当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

　　それでは、議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

　　事務局長から説明をお願いします。

事務局長代理 　　それでは、12ページをお願いします。

　　議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

　　令和8年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

　　13ページをお願いします。

　　甲農第1811号、令和8年1月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

　　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）。

　　農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

　　農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問いたします。

　　今回の計画につきましては、令和8年4月1日貸付開始分となっております。

　　本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が26筆の3万2,758平米、畑が5筆の5,053平米となります。

　　委員の皆様には審議していただくのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

会 長 　　それでは、14ページをお願いします。

　　議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴

取について審議したいと思います。

審議に入る前に、事務局から事前にお伝えしたいことがありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明いたします。

前回の定例会時に、1番委員の本田委員のほうから御指摘いただきました議案書の申請人（譲渡人）の年齢の記載について報告いたします。

事務局にて検討した結果、申請人の年齢について、町内の方はひとまず今回までは記載しておりますが、今後は、町内外を問わず、申請人の年齢は来月より記載しないことにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

番号1番から番号6番までは、相手方が同一の案件ですので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置を説明いたします。

17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらを甲佐町から熊本市方面に県道宇土甲佐線が走っておりまして、こちらに甲佐大橋がございます。1番の申請地は甲佐大橋から北へ約130メートルのところでございます。また1番の申請地の横に3番と4番の申請地が隣接しておりまして、1筆置いたその隣に2番の申請地がございます。また、こちらを甲佐町から御船町方面に国道443号線が走っておりまして、こちらに西邦電気株式会社さんがございます。西邦電気株式会社さんから南西へ約80メートルのところには2筆ございます。こちらが申請番号5番です。その隣に6番の申請地が隣接しております。

場所の説明は以上です。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号1番から6番までの相手方は、御船町の認定農業者で、主に米、麦、大豆、ミシマサイコの作付をされております。今回の申請地にも、田には米、麦、大豆の作付を、畑にはミシマサイコの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田さん、どうぞ。

推進委員 私、今まで長年やってるんだけど、畑に米というのを初めて見るんだけど、これは間違いないんよね。

会長 事務局、そここのところ回答、確認して。

事務局 御説明いたします。

ちょっと聞き取りづらかったかもしれないんですけど、田には米、麦、大豆、畑にはミシマサイコの作付をされるので。

推進委員 だから報酬が畑に米になってるんだけど、記載ミスではないですよって。米でやる分には構いませんけどねという話。畑には米を植えないでしょう、普通は。

事務局 はい。

推進委員 糸田の堤防横ですよ、場所はね。

事務局 回答いたします。

畑に米で返すというところで賃借料の件なんですけれども、こちらも確認をしております。

この方、農業を一生懸命これからされる、甲佐町でも展開していきたいというところで畑を借りながらほかの農地でも、御船町等でも農業をされておまして、そこで取れたお米で返すという契約をされたということです。

推進委員 であれば構いません。初めてこういうのを見たから。だから聞きようなんです。

会長 本田委員よろしいですね。

推進委員 いいです。

会長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番から番号6番については原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号7番、8番についても相手方が同一のため一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらを県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらに木村のあられさん、大福物流さん、ネッツトヨタさんがございます。

今回番号7番の申請地はネッツトヨタさん、木村のあられさんから北西へ約650メートルのところに2筆このように隣接しております。

またネッツトヨタさんから1キロメートル圏内に8番の申請地がこのように点在しております。

次に相手方の状況について御説明いたします。

番号7番、8番の相手方は、認定農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われまます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号7番、8番については原案のとおり決定してまいります。

続きまして番号9番、10番についても相手方が同一のため、一緒に審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらを国道443号線が走っておりまして、申請地は赤色の部分でございます。

こちらに甲佐大橋がございまして、番号9番の申請地は甲佐大橋から東へ約430メートルのところに1筆ございます。

また10番の申請地につきましては、糸田堰から約690メートル圏内に4筆このように点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号9番、10番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされております。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番、10番については原案のとおり決定をしております。

それでは、15ページをお願いします。

続きまして、番号11番について審議したいと思いますが、この案件の相手方は、田上最適化推進委員の親族です。参与の制限に該当しますので、11番の審議が終了するまで田上推進委員は退席をお願いします。

(田上推進委員退出)

会 長

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに安津橋、熊本甲佐総合運動公園がございまして、今回の申請地はこちら安津橋から南西へ約465メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号11番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用作物の作付をされております。今回の申請地にも米、飼料用作物の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

田端委員、どうぞ。

○12番

今、説明で米という言葉が出たんですけど、米、植えるんですか。

事務局

申し訳ございません。修正がございまして、今回こ

ちらの農地にはイタリアン飼料用作物を植えるということでお聞きしております。
失礼いたしました。

会 長 田端委員、よろしいですか。

○12番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかには質問ないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号11番については原案のとおり決定いたします。

田上委員の入室を認めます。

(田上推進委員入室)

それでは、続きまして番号12番、13番についても相手方が同一のため一緒に審議
したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに緑川パーキングエリアがございまして、緑川パーキングエリアから南東
へ約600メートルのところに13番の申請地がございます。

また緑川パーキングエリアから770メートル圏内に12番の申請地が5筆、このよ
うに点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号12番、13番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされていま
す。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利
用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ。

推進委員 今、移転の理由を、多分、訂正、前のやつで言われたので。

会 長 もう一回。

推進委員 再契約に訂正されたんじゃないんですか。

事務局 訂正しております。

推進委員 経営規模拡大と言われたので。

事務局 失礼いたしました。申し訳ございません。移動の理由が契約期間満了に伴う再契約でございます。失礼いたしました。

会 長 よろしいですね。

それでは、ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号12番、13番については原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号14番について審議をいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに県道宇土甲佐線が走っておりまして、西邦電気株式会社さんがございます。今回の申請地はこちら西邦電気株式会社さんから南西へ約335メートルのところへ1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号14番の相手方は、地域の担い手で、主に米、麦、大豆の作付をされています。

今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

坂本委員、どうぞ。

○5番 同じ人だろうと思いますが、耕作面積が最初と終わりの面積がえらい異なるとるけん何でかなと思ってですね。

会 長 事務局、この辺り分かりますか。相手の面積が最初のあれと違うのは。

事務局 申し訳ございません。一旦ちょっと確認をさせていただきます。申し訳ございま

せん。

- 7番 事務局 この間もあったけん、用心しとってください。
申し訳ございません。
- 7番 事務局 ここは借手とあれは一緒だけん、言うなら基盤整備のあるけんそれに合わせてしてあるわけですね。
- 7番 事務局 そうです。
- 7番 推進委員 個人で借って、貸して、借ってででくるわけたい。名目上は。
だからこれ、耕作面積は自分が地権してる面積でしょう。こっちのほう、右側というのは借りてるほうも含めとるわけでしょう。だから、おのずと違うはずですよ、基本的には。
- 会 長 借りたのを足して1万三千幾らになるから、頭がちょっと違わないかん。
- 事務局 そうですね。ちょっと数字が違い過ぎるので確認をいたします。申し訳ございません。
- 12番 事務局 耕作面積と書いてありますよね。これをどういうふうにするかですね。多分、自作と小作の合計の耕作面積って表現でしょうけど、そうであれば、上の耕作面積じゃなくて、自分が持ってる面積ってことですよ。書き方も変わるよね。
- 12番 事務局 耕作はあくまで耕作、自分が借りてるのを貸しても耕作されてる……。
- 事務局 同一ですね。だけん今回は、こちらの受け手さんの相手方の耕作面積とこちらの申請人さんの面積が……。
- 12番 事務局 4反あって、こっちは1町3反あるやろう。やがて1町4反。動かしてるんは659たい。ここはどうしてもよかったい。問題は4,176、後ろのやつは合うか、659だけ抜けるかだったら納得することだと思う。
- 7番 事務局 ここが耕作面積になつとけんおかしかつちゃろう。
- 12番 事務局 いや、だけど、このまた解答も分からんとよ。自作の自分の土地の面積を書くところなのか、小作まで入れる欄なのか、そこは俺も分からん。
- 7番 事務局 そうすると、今度は百姓しよらん人は土地持っておられるなら耕作面積になるけん、そこもおかしかつたい。耕作面積あったっちゃ作りよらんさんとだけん。
- 12番 事務局 しよらんさんけんね。
- 7番 事務局 ばってん、土地持ちだけん、ここに何反か出てくるけん、そこの書き方もやっぱりちょっと今から変えていかんとぴんと来るところのあるごたあ気のする。全然せんとに耕作面積出たっちゃ。
- 12番 事務局 表現がですね。
- 事務局長代理 こちらのほう、今ちょっと確認しておりますので。申し訳ありません。
- 1番 事務局 じゃあ、休憩しようか。

会 長 では、今から10分ほどちょっと休憩いたします。

休憩 午後14時38分

再開 午後14時48分

会 長 それでは、再開をいたします。

さっきの件について事務局から回答いたしますのでよろしくお願いします。

事務局 回答いたします。申し訳ございませんでした。

まず14番の申請についての耕作面積なんですが、まず中間管理機構を通して相手方のほうの●●さんの耕作面積1万3,822平米というのが12月の定例会で同じような案件がございまして、そこで認められた数字を1万3,822平米と記載しております。

申請人のほうの●●さんの耕作面積につきましては、公社を通さずにもともと本人さんが自作として耕作されていた農地の面積でございます。それでこういった誤差が発生しております。

会 長 だから、右の1万3,822は公社を通じて今、本人が作っている面積。こっちは今、それ関係なく自分が作っておられる面積。その中から、今回、659平米出しましたよということで、来月は1万3,822に659が加わった面積が出てくるということになる。

○7番 公社は通さんで4,176作りよらすとでしょう。

会 長 そういふこと。

○7番 合わせると、1万7,000か8,000になるわけでしょう。

会 長 両方合わせればですね。だから、この数字はそういう感じですよという説明。

○7番 こっちが公社ば通したやつが1万三千幾つということですね。

会 長 そういふことです。

○7番 だけん、こっちが自分が土地ばしよらすとじゃなくて、持っとらすわけじゃなくて、通さんでしよらすとがこれだけあるということですね。

会 長 はい。

よろしいですか。

事務局 あと、申し訳ございませんが、もう1点。先ほど、耕作面積と記載すると、耕作していない農地も含んでいるのでおかしいんじゃないかという御意見があったんですけど、そこにつきましては、耕作してる、してないにかかわらず、これまでもこの表記に……。

○7番 この表記だけん、今からは変わったほうが分かりやすかつちやなかかなって。

会 長 そこのところは過去の例もありますので、問題になるようなのは出てこないと思いますので、そのままにしたいと思います。

○7番 そればってんが、言うなら、休遊地というか、よその県で全然耕作面積ってなし、そうすつと、作りよらさんでん、あそんでいふところの休耕地にしたら耕作面

積ってなるけん、その辺がちっとおかしかったりなかなかって。一遍にはならんでしょう、先々ちよっとその辺ば検討してもらおうかなっち思ってから。

会 長 外村さんが言われるのは、ほかの町村のですね、そこら辺もちょっと後で探り入れながら、おいおい。

○5番 持っとして耕作しとらんなら遊休農地になるけんね。

会 長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにはないようでございますので、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号14番については原案のとおり決定をしまいたします。

続きまして、番号15番について審議したいと思います。

相手方は農事組合法人元白旗で私ですので、法人の役員をしておりますので、参与の制限に該当します。したがって、審議が終わるまで退席をしたいと思います。

議事の進行につきましては、職務代理者の永野さんのほうにお願いしたいと思います。それではよろしく願いいたします。

(岡本会長退出)

永野職務代理者 職務代理者の永野です。ただいま会長より説明がありましたが、規程の定めにより会長が議事の進行ができませんので、会長に代わりまして議事の進行を進めさせていただきます。

それでは、番号15番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちら県道嘉島甲佐線が走っておりまして、木村のあられ、ネッツトヨタ熊本株式会社さんがございます。今回の申請地はこちらネッツトヨタ熊本さん、大福物流さんから約30メートルのところに2筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号15番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

永野職務代理者 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入りたいと思います。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようですので、それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号15番については原案のとおり決定いたします。

岡本会長の入室を認めます。

(岡本会長入室)

会 長 もうしばらく辛抱願いたいと思います。

それでは、続きまして番号16番と番号17番につきましては、相手方が同一の契約ですので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。

こちらは日和瀬橋、国道443号線が走っておりまして、こちらに桜の丘がございます。今回の申請地につきましてはこちら桜の丘から北東へ約140メートルのところに2筆隣接しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号16番、番号17番の相手方は、地域の担い手ではない農業者ですが、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員、どうぞ。

推進委員 最終年度が15年7月31日。15年度は米と言われた、米は植えられんですよね。7月31日では収穫できないから。だから、7月31日までに収穫できるものしか植えられないですよね。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 契約の終期が令和15年7月31日となっておりまして稲刈りの時期が大体10月頃ですので、その後、契約の更新をする可能性はありますので、また契約の更新をされて……。

推進委員 いや、植えたまま契約するの。今までそういうこと初めて聞くけんね。だから、一番から結局その辺は契約するんだから、できないのっていう話をしたかったんですよ。だって、じゃあ米植えたよって、契約するの駄目って言われたら米は全部捨てないかんてことね。考え的にはそうでしょう。

事務局 これまでも作付が可能かによって契約を開始されてるというわけではなくて、自然相手ですので、そこは柔軟に対応して、契約をして、更新が来たら自分が使いたいところで。

推進委員 なんちよっとね、意味が分からないと。

○7番 やけん、2年4か月残っとるけんていうところできとるけんそうなる。

推進委員 それは分かるけど、だから、締め日がそもそもおかしいやろうっていう話やね。

○7番 やけん、4か月はつけんでも、8年なら8年ですするならいいわけ。やけん今からするときには、そこば言うてみるたい。農地管理機構か。そこも百姓はさっさんとだけん、た一だ数字でいかすけんそぎゃんとが出てくるよ。何年何か月残っとるけんっていうて。7月頃になるなら、ほんなこてどぎゃんするかいっていう話がまた出てくるけん。だけん、今度からするときはその時期ばずらすごてして、2年4か月減ったところって言わんで、もう2年なら2年ですするほうがよかごたあ。契約ば。

会 長 意味がちょっとあれやけど、契約期間がいつからいつまでというところですよ。だけん、今、本田さんの質問は、最終の年が7月だから米がやられんからというような内容でしょう。

推進委員 そうです。

会 長 そういうことでしょう。だけど、契約の内容だから。

○7番 だけん、その契約の内容が2年4か月できとるけんそぎゃんなるわけでしょう。

会 長 それは確かにそうやけど。

○7番 それなら2年で切って、あと8年ってするなら、またあと4か月伸びるけん、11月頃なっどけん。

会 長 それか、米が取れる時期まで契約延ばすとか、そういう方法なら、整合性は出てくるけんです。そこのところは今後検討させてください。でないと、今のような質問が出てきた場合は、確かに米が賃料にしておけば問題なかったけど、ちょっと整合性がとれん部分があるからです。確かに。

そういうことでよかですか、本田さん。

推進委員 はい。

会 長 分かりました、内容は。

推進委員 ややこしいけんね。そのときにまたもめる可能性がありますよっていうね。一番最後の年に。

会長 一番最後の年ね。

○7番 あと地図の説明するとき、145メートルって、約やけん、100メートル、200メートルでよかよ。そして、10件ばかりあるごたあときは、言うなら300メートル付近に10筆で、一遍に、もうそれでよかよ、説明は。そうすつと、ちつとは早よなるど。

会長 ほかに何か御意見ございませんか。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

番号16番、17番については原案のとおり決定をしまいたします。

続きまして、16ページを御覧ください。

最後になりますね。番号18番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに竜野川が流れておりまして、こちらを県道稲生野甲佐線が走っております。県道稲生野甲佐線の宮ノ尾入口から北へ約1.6キロメートルのところにも1筆このようにございます。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

公社を通した売買案件です。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

推進委員 ここの中で、10アール当たり単価、キログラムと書いてありますね。これ、キログラム消したほうがいいんじゃないですか、売買だから。

会長 円かキログラムかという解釈。

推進委員 キログラムって、やっぱ米で買えるわけないでしょう。

会長 正確にはそうなりますね。

推進委員 だからここはキログラム消したほうがいいんじゃないですか、文章の表現上。
会 長 事務局、来月から売買のときはキログラムを削除して円だけ、こういうことにし
てまいりますので、本田さん、よろしいですか。

○7番 これはこの間したところですかね。

事務局 そうです。

○7番 ▲▲さんのところのあれかな。

事務局 そうです。

○7番 去年までは植えちあったつな、田は。去年までは植えちあったっでしょう。

推進委員 私の地元で、今回売買になっているこの土地は、ほかの方が、■■さんという別
の方なんですけど、続きが土地がありますのでそこを作付されておりました。とこ
ろが今、下のほうにハウスが建ってまして、そこが町外から来てトマト栽培をされ
ておるんですけども、その人がハウスの一番端っこ、上の土地の法尻を削って、相
談なしに削って、削った状態でハウスを建てられました。

というのは、本人が建てたんじゃなくて、委託業者に頼まれたものですから、業
者が分からんまま法まで全部削ったわけですね。それでちょっと両方話をして、
下のハウスをされる方が将来的に買い受けるということでこんな話になったんじ
ゃないかなと。

○7番 そこが修復すつとに10万円かかるって業者が言うたわけですよ。10万円かけるよ
りか、20万円で買うほうがよかろうということで買おうとなったって。だけん、
そこは売買になるとき自分も立ち会って言うとききました。畦は下までは上の人と
だけんって言うとは。正確に言うと、下から30センチぐらいのところまでばってん
ですね。

推進委員 ついでにですけど、この地域、4ヘクタール圃場整備したときがあるんですけど
も、実際に今、作付しているのは1ヘクタールちょっとです。あとは、まず水がな
い。それから、有害鳥獣の被害が、全部植えたやつは、網を全部したんですけど、
もう何も無い、川からも上がって来る。結果的に、今、3ヘクタールぐらいは中山
間の中で草切り作業だけやっています。今、写真に写ってるところだけが田んぼで耕
作ができているという状態。こっちは関係ないですけど。

会 長 今、最適化推進委員の井上さんのほうから現地の状況を詳しくお話いただきました。
助かりました。ありがとうございます。そういう状況ですので。

ほかに何かございませんか。

なければ採決を行いたいと思います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号18番については原案のとおり承認をいたします。

以上で本日用意をいたしました議題は全て終了いたしましたので、あとは事務局のほうにバトンタッチいたします。

事務局長代理 ありがとうございます。議事日程はこれで締めたいと思います。

これをもちまして、第11回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

6 番

8 番